

吸收分割に係る事前備置書類

2021年6月7日

エア・ウォーター株式会社

2021年6月7日

吸収分割に係る事前開示事項

大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号

エア・ウォーター株式会社

代表取締役社長 白井 清司



当社は、2021年6月3日付で、当社の完全子会社である北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社（以下、承継会社）と吸収分割契約を締結し、2021年7月14日を効力発生日として、当社の保有する当社の完全子会社である株式会社トミイチの全株式（A種類株式5,000株）を承継会社に承継させることにいたしました（以下、本吸収分割）。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際して、承継会社から当社に対しては承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の完全親会社であることから相当であると判断しております。

3. 会社法758条第8号に掲げる事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法758条第5号及び第6号に掲げる事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

- (2) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担そ
の他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第
5号イ）
当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社
とし、当社の連結子会社である株式会社日本海水（以下、日本海水）を株式交換完全
子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締
結しました。2021年3月26日付で当該株式交換の効力が発生し、当社は日本海水
を完全子会社としました。
7. 吸収分割の効力が生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務（当社が吸収
分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法
施行規則第 183 条第 6 号）
(1) 当社の債務の履行の見込みについて
本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当
社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
従いまして、本吸収分割後における当社の債務の履行の見込みがあると判断して
おります。
- (2) 承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて
本吸収分割により、当社が承継会社に対して承継させる債務はございません。

以 上

- 別紙 1 吸収分割契約書の写し
別紙 2 承継会社の成立の日における貸借対照表

吸収分割契約書

エア・ウォーター株式会社（以下「甲」という。）及び北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（承継する権利義務等）

1. 本契約に定めるところに従い、甲は、甲が保有する株式会社トミイチの全株式（A種類株式 5000 株。以下「本株式」という。）を、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 乙は、本吸収分割に際し、甲の従業員との間の労働契約並びにその他の一切の債務及び義務を承継しない。



第2条（吸収分割の当事者）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲： 吸収分割会社

商号：エア・ウォーター株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南船場二丁目 12 番 8 号

乙： 吸収分割承継会社

商号：北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社

住所：北海道札幌市中央区北三条西一丁目 2 番地

第3条（吸収分割に際して交付する分割対価）

乙は、本吸収分割に際して、第1条第1項に基づき承継する本株式の対価を支払わない。



第4条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割に際して、資本金及び準備金を増加しない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年7月14日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙は協議の上これを変更することができる。

第6条（分割承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主

- 総会の承認を受けずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本吸収分割を行う。

第7条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲若しくは乙のいずれかの財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が判明若しくは発生した場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更若しくは解除することができるものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、以下の場合にはその効力を失う。

- (1) 本効力発生日までに法令等に基づき本吸収分割の実行に必要とされる監督官庁等の承認が得られない場合
- (2) 前条に基づき本契約が解除された場合

第9条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関する必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（以下余白）

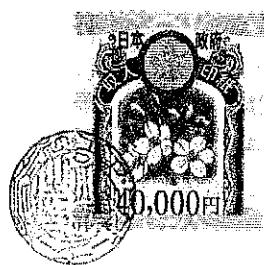
上記を証するため、甲及び乙が記名捺印の上、本契約書の原本を1通作成し、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021年6月3日

甲 : 大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 白井 清司



乙 : 北海道札幌市中央区北三条西一丁目2番地
北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社
代表取締役 林 山都





別紙2

貸借対照表

2021年4月1日現在

会社名 北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	20,000,000円	資本金	20,000,000円
合計	20,000,000円	合計	20,000,000円